

平成 26 年度能代市騒音・振動調査業務報告書（抜粋）

指定地域の騒音調査

調査地点：能代市臈淵字古川反地内 東能代中学校跡地

調査実施日：平成 26 年 10 月 15 日 10:00 ～ 平成 26 年 10 月 16 日 10:00

環境基準について

一般環境における環境基準値は以下に示すとおりである。

本調査地点である東能代中学校跡地の地域指定は第一種住居地域であり、地域の類型はB類型である。B類型とは、主として住居の用に供される地域である。

（平成 10.9.30 環境庁告示第 64 号） 評価値：L_{Aeq}

地域の類型	基準値 [dB(A)]	
	昼間	夜間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

騒音測定結果について

測定結果の騒音レベルは以下に示すとおりである。

本調査地点である東能代中学校跡地の等価騒音レベルは、昼間が基準値（55[dB(A)]）に対して 47[dB(A)]、夜間が基準値（45[dB(A)]）に対して 40[dB(A)]と、いずれも環境基準値を下回った。

基準 時間帯 平均値	時間区分	L _{Aeq}	時間率騒音レベル[dB(A)]					L _{max}
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	
	昼間（16 時間帯）6:00～22:00	47	51	49	46	43	42	68
夜間（8 時間帯）22:00～6:00	40	44	42	37	35	34	61	

自動車交通騒音測定調査

調査地点

調査地点は、以下に示す5評価区間及び5騒音測定場所を実施した。

番号	評価 区間 番号	測定場所	評価区間		路線番号	H22 センサ 番号	区間 延長 (km)
			起 点	終 点			
			1	10210-1			
2	10210-2	能代市字中関 42-1	能代市字高埜	能代市字一本木	一般国道7号	10210	1.5
3	10220-1	能代市臈渕字一本柳 97-1	能代市字一本木	能代市臈渕字古屋布	一般国道7号	10220	0.9
4	10220-2	能代市扇田道地 145-1	能代市臈渕字古屋布	能代市扇田字山下	一般国道7号	10220	1.4
5	60360-1	能代市字一本木 204	能代市臈渕字下悪戸	能代市字一本木	東能代停車場線	60360	0.6

調査実施日

調査実施日は以下に示すとおりである。

番号	測定場所	調査実施日
1	能代市字下内崎 63-13	平成26年10月15日 10:00 ~ 平成26年10月16日 10:00
2	能代市字中関 42-1	
3	能代市臈渕字一本柳 97-1	
4	能代市扇田道地 145-1	
5	能代市字一本木 204	

環境基準値について

道路に面する地域の環境基準値は以下に示すとおりである。

(平成10.9.30環境庁告示第64号) 評価値: L_{Aeq}

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60[dB]以下	55[dB]以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65[dB]以下	60[dB]以下
※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
昼間	70[dB]以下	夜間 65[dB]以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定している。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

騒音測定結果について

測定結果の騒音レベル、交通量は以下に示すとおりである。

本年度の道路近傍における等価騒音レベル測定結果は、昼間で61～70 [dB(A)]の範囲で、夜間で53～57 [dB(A)]の範囲であり、「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る昼間の基準値(70 [dB(A)]) および夜間の基準値(65 [dB(A)]) を超過した測定地点はなかった。

12時間交通量測定結果は、「道路交通センサス(2010年度 国土交通省)」と比較して、昼間の交通量においてNo.1、No.3及びNo.5で増加が、No.2とNo.4で減少がみられた。また、夜間の交通量においては、全ての地点で大きな減少がみられた。なお、本調査における交通量測定については、昼間と夜間の基準時間帯において各2観測時間の実施であり、騒音測定結果を補完するための観測項目としての参考値である。

騒音レベル

番号	測定場所	路線 番号	道路近傍騒音			背後地騒音		
			車道から の距離	等価騒音レベル		車道から の距離	等価騒音レベル	
				昼間	夜間		昼間	夜間
			m	dB(A)	dB(A)	m	dB(A)	dB(A)
1	能代市字下内崎 63-13	一般国道 7号	8.0	70	63	36.1	57	51
2	能代市字中関 42-1	一般国道 7号	9.4	65	58	52.4	54	49
3	能代市鮫淵字一本柳 97-1	一般国道 7号	9.3	68	60	59.3	57	49
4	能代市扇田道地 145-1	一般国道 7号	6.1	64	54	34.1	53	46
5	能代市字一本木 204	東能代 停車場線	3.9	61	51	18.9	53	41

交通量

番号	測定場所	路線 番号	12 時間交通量（昼間）				12 時間交通量（夜間）			
			センサ (2010)	実測			センサ (2010)	実測		
			大型・ 小型	大型・ 小型	大型 混入率	平均 速度	大型・ 小型	大型・ 小型	大型 混入率	平均 速度
			台	台	%	km/h	台	台	%	km/h
1	能代市字下内崎 63-13	一般国道 7号	16,693	18,612	4.8	47.0	3,565	2,196	11.5	62.9
2	能代市字中関 42-1	一般国道 7号	16,693	15,876	5.4	51.2	3,565	1,620	2.2	55.8
3	能代市臈渕字一本柳 97-1	一般国道 7号	11,986	13,824	7.8	47.9	2,517	1,512	2.4	57.1
4	能代市扇田道地 145-1	一般国道 7号	11,986	7,416	17.0	50.8	2,517	468	7.7	59.0
5	能代市字一本木 204	東能代 停車場線	2,933	3,384	7.4	51.4	645	360	0.0	29.1

面的評価結果について

評価結果の環境基準達成率は以下に示すとおりである。

本年度の環境基準の達成率は、能代市全体で 99.8[%]（昼夜とも基準値以下）、近接空間で 100.0 [%]（昼夜とも基準値以下）、非近接空間で 99.7[%]（昼夜とも基準値以下）であった。

番号	測定場所	路線 番号	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
			全体 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)	近接空間 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)	非近接空間 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)
1	能代市字下内崎 63-13	一般国道 7号	99.6 (224/225)	100.0 (68/68)	99.4 (156/157)
2	能代市字中関 42-1	一般国道 7号	100.0 (66/66)	100.0 (17/17)	100.0 (49/49)
3	能代市臈渕字一本柳 97-1	一般国道 7号	100.0 (31/31)	100.0 (1/1)	100.0 (30/30)
4	能代市扇田道地 145-1	一般国道 7号	100.0 (6/6)	100.0 (1/1)	100.0 (5/5)
5	能代市字一本木 204	東能代 停車場線	100.0 (95/95)	100.0 (41/41)	100.0 (54/54)
能代市全体% (基準値以下戸数/対象体戸数)			99.8 (417/418) ※	100.0 (126/126) ※	99.7 (291/292) ※

※ 評価区間の交差点において重複処理を行っている。

指定地域の振動調査

調査地点：能代市字中関 42-1 you 花

調査実施日：平成 26 年 10 月 15 日 10:00 ～ 平成 26 年 10 月 16 日 10:00

基準について

振動規制法による基準値は以下に示すとおりである。

本調査地点である能代市字中関 42-1 (you 花) の地域指定は近隣商業地域であるため、区域の区分は第 2 種区域と比較した。第 2 種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域で、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域である。

(昭和 51. 11. 10 環告 90, 平成 5 年環告 91) 評価値： L_{10}

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00 ～ 19:00	19:00 ～ 8:00
第 1 種区域	60[dB]以下	55[dB]以下
第 2 種区域	65[dB]以下	60[dB]以下

第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要がある場合には、第 1 種、第 2 種区域をそれぞれ 2 区分することができる。

- (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 第 2 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

ただし、上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム(学校教育法、児童福祉法等関係法規で定められているもの)の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、都道府県知事等が規制基準として定める値(以下当該値)から 5 デシベルを減じた値以上とすることができる。

振動測定結果について

測定結果の振動レベルは以下に示すとおりである。

本調査地点である能代市字中関 42-1 (you 花) の振動レベル (L_{10}) は、昼間が 39[dB]、夜間が 31[dB]と、いずれも基準値を下回った。

基準 時間帯 平均値	時 間 区 分	時間率振動レベル [dB]					Lmax
		L5	L10	L50	L90	L95	
	昼間 (11 時間帯) 8:00～19:00	42	39	32	<30	<30	66
	夜間 (13 時間帯) 19:00～8:00	32	31	30	<30	<30	65